

認定・指定NPO法人に チャレンジしてみませんか？

認定や条例指定を受けると、寄付して下さる方にうれしいコトがあります。寄付が集めやすくなれば、資金面で余裕が生まれて、活動の幅がさらに広がります。もちろん、社会的な認知度や信用度もアップします！

1 認定を受けると寄付者にメリットがあります！



寄付して下さる方の納める税金が少なくなるほか、認定NPO法人は、寄付した企業の法人税が軽減されたり、寄付した相続財産が非課税になったりします！

【認定NPO法人の4つのメリット】

① Aさん(個人)からの寄付は…

Aさんの所得税・個人住民税から、**寄付金の最大約50%分の税金が軽減**

② B社(法人)からの寄付は…

経費にできる寄附金の限度額が高くなり、B社の**法人税が軽減**

③ 財産を相続したCさんからの寄付は…

Cさんが寄付した相続財産が非課税になり、**相続税が軽減**

④ 認定を受けたNPO法人自身も…

収益事業から得た利益を非収益事業に充てると、一定の範囲で損金算入でき、**認定NPO法人の法人税が軽減**

※ 指定NPO法人は、①のうち、指定を受けた自治体の個人住民税のみ軽減されます。

2 認定を目指すには、指定NPO法人を経由する方法も！

認定の基準がきびしいから…とって、認定NPO法人になるのをあきらめていませんか？寄付がまだ少ない場合、認定を目指すには、指定NPO法人を経由する方法もあります。



認定の基準には、なかなか満たすのが難しいPST(※)という基準があります。

PSTには3つの条件があり、このうち1つを満たす必要があります。

「① 収入のうち寄付が2割以上を占めている」や、「② 3,000円以上の寄付者が年平均100人以上」という条件には届かなくても、「③ **事務所のある自治体の指定NPO法人になる**」という条件を満たせば、PSTをクリアすることができます。まず、指定NPO法人になってから、認定を目指す方法もお考えください！

※ PST基準…パブリック・サポート・テストの略で、市民から広く支持を受けていることを示す指標。

3 川崎市の指定基準は、正会員の会費も寄附とみなします！



正会員からの会費はたくさんあっても、
寄付が少ないから、無理だと思っていませんか？
川崎市の基準では、正会員の会費もカウントできます！

川崎市の条例指定制度で、NPO法人の公益性を判断する基準は、「1,000円以上の寄付等をした川崎市民が年平均100人以上」、「3,000円以上の寄付等をした川崎市民が年平均50人以上」等となっています。

この「寄付等」には、認定制度では算定対象でない「正会員の会費」もカウントできます。「川崎市民」には、市内にお住まいの方だけでなく、市内にお勤めの方や通学されている方、市内で市民活動をされている方も含まれます。

本市の基準を満たせるか、もう一度、確認してみてください。

※ 認定・川崎市の条例指定とも、「対価性があり、任意性がないもの」は寄付とはみなせないため、算定対象外です。例えば、会員特典付きの正会員の会費、寄付金という名目でも一律に徴収したもの、NPO法人のサービスを受けるために登録している利用会員からの会費などは、審査の結果、算定対象と認められない可能性が高いことにご留意ください。

4 川崎市は認定・指定を目指すNPO法人をサポートします！

そもそも制度や手続きがよくわからない…
うちはPST基準より運営基準を満たせるか自信がない…
川崎市では、そういったNPO法人を応援します！
認定・指定を目指すようになりたいNPO法人も一度ご相談ください。



認定・指定にはPST基準のほか、法人運営が適正に行われているかを判断する運営基準もあり、その中でも「経理・会計・税務」や「雇用・労務」に関する課題は専門的な知識を必要とするので、なかなか自分たちだけでは解決できないこともありますよね。川崎市では、**法人事務所で税理士・社労士に相談できる「アドバイザー派遣」**を行っています。しかも費用は川崎市負担！

他にもお手伝いできることがあるかもしれませんので、まずはご相談ください！

認定などをめざす方からのご相談に応じています。

お電話でも簡単なご案内ができます。来庁される場合は、事前予約をお願いします。

[相談窓口] 川崎市 市民文化局 市民活動推進課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階

[電話] 044-200-2341 [ファクス] 044-200-3800